

町税の滞納処分を強化しています

町税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。福祉や保険といった社会保障、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで非常に大切な財源です。

町税を滞納することは、納期内に納税している大多数の町民との公平性を欠くことになります。また、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすことになります。このことから、納税相談もなく納付のない人に対しては、滞納処分により強制的に徴収していますが、1月、2月、3月は「滞納処分（財産差押）強化月間」として、財産の差し押さえをより強化していきます。

1月、2月、3月は「滞納処分（財産差押）強化月間」です

◎滞納処分とは

町が滞納者の財産を差し押さえることです。私債権とは異なり、町税を滞納している場合、町は裁判所に訴える必要なく、差し押さえできます。

◎滞納処分（財産差押）の対象となる財産

- 債権－預貯金、給与、年金、生命保険、所得税還付金、売掛金、賃料
- 不動産
- 無体財産権－出資金（信用組合、農業協同組合など）など
- 動産－絵画、自動車

◎納税は国民の義務です

支払能力があるにもかかわらず遊興費、住宅ローンの返済などを優先し、納税いただけない人などが滞納処分の対象となります。

◎納期内納付にご協力ください

町税の納付は、納期内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状の発送などに多額の経費が掛かり、その経費も町税で負担することになります。納期内の納付にご協力をお願いします。

◎延滞金について

延滞金は、納期内納付している大多数の人との公平性から課せられるもので、納期限までに完納されないときは、その翌日から完納の日までの日数に応じて、法律で定められた率で計算し徴収します。



納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより町税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

▶ 問合せ先 税務課収納係 ☎ 932-1151（内線 130・133・134・139）

夜間納税相談窓口（夜間役場）

役場開庁時間に納税相談ができない人のために、夜間窓口を開設しています。

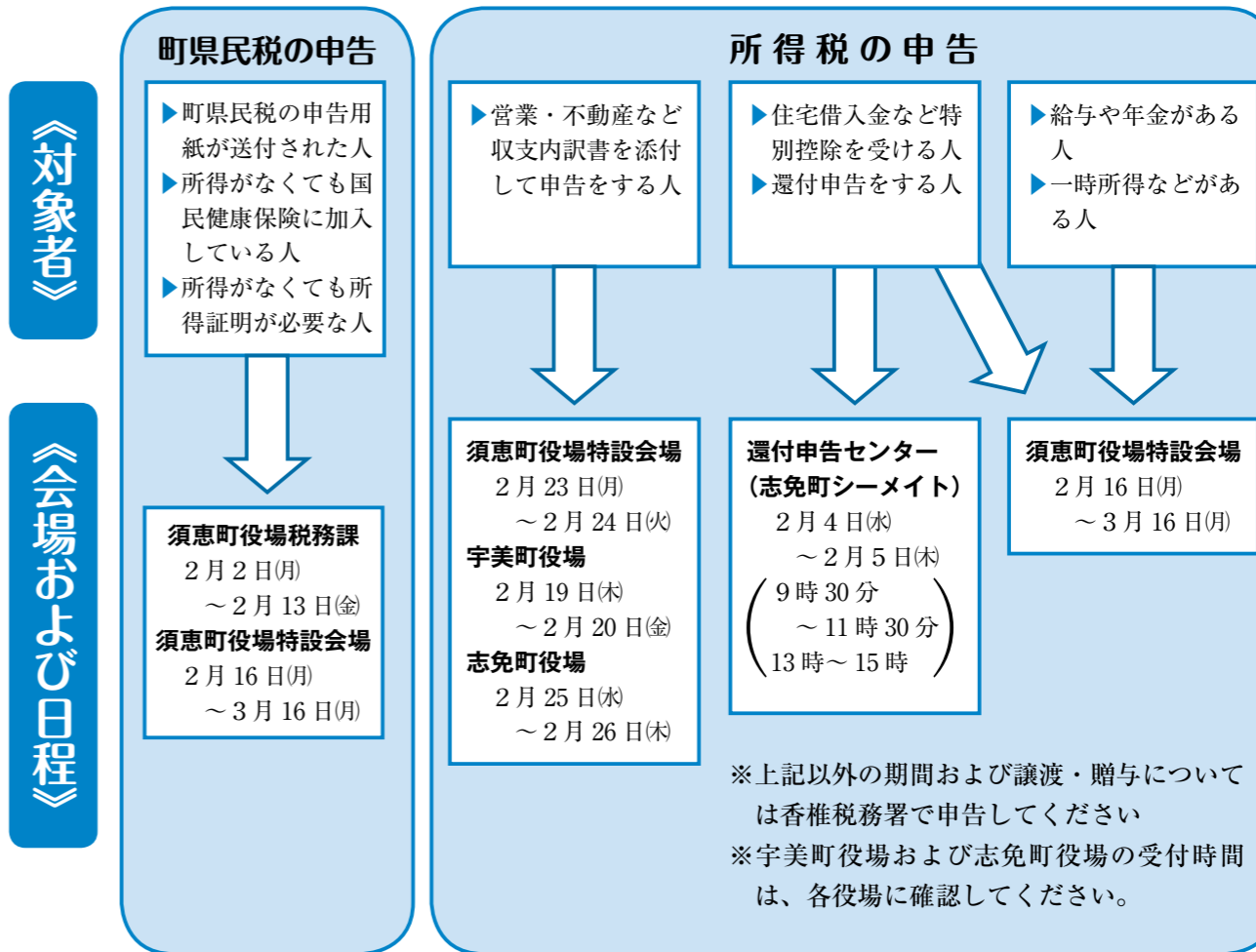
- ▶ 開設日 毎月第三水曜日
- ▶ 時間 午後8時まで
- ▶ 場所 税務課

所得税確定申告と町県民税申告の相談窓口を開設します

■ 須恵町役場特設会場

2月16日（月）～2月27日（金）1階保健センター 9時30分～11時、13時～15時
3月2日（月）～3月16日（月）3階大会議室 ※土日を除く

会場や日程を確認してください。



申告に必要なもの

- 所得を証明するもの
 - ・源泉徴収票や支払調書
 - ・給与や年金以外の人は帳簿や経費を証明する書類、領収書、減価償却の計算書
- 控除を証明するもの
 - ・生命保険や地震保険の控除証明書
 - ・国民健康保険や国民年金の領収書
 - ・医療費控除の人は医療費の領収書など（領収書の集計は事前に行なってください）
- ・住宅借入金など特別控除の人は必要書類
- ・寄付金控除の人は寄付金の領収書など
- ・身体障害者の人は身体障害者手帳
- ・災害などに関連する支出がある場合、その領収書など
- その他
 - ・印鑑（所得税が発生する人で口座振替を希望する人は口座印）
 - ・所得税の還付申告の人は、本人名義の預金口座番号控

▶ 問合せ先 税務課 ☎ 932-1495（ダイヤルイン） ☎ 932-1151（代表）
香椎税務署 ☎ 661-1031
※志免町シーメイトへのお問合せはご遠慮ください